

【令和6年度 介護保険料（本徴収）のお知らせ】



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額は、これまでの介護保険サービスの給付実績や今後のサービス利用量等の推計を基に、令和6年度から3か年の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、設定しています。また、被保険者一人ひとりの保険料額は、被保険者本人の所得などに応じて所得段階を13段階に設定しています。

※保険料の所得段階について、国の示す標準段階が9段階から13段階に変更となったため、本町においても令和6年度から所得段階を13段階に変更しております。

納付方法等については、裏面をご覧ください。

所得段階		対 象 者	割 合	年 額	月 額
第 1 段階	本人及び世帯全員が 町民税非課税の方で	・生活保護の方又は老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 8 0 万円以下の方	0.285	18,468 円	1,539 円
第 2 段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 1 2 0 万円以下の方 （第 1 段階に該当しない方）	0.485	31,428 円	2,619 円
第 3 段階		第 1 段階、第 2 段階に該当しない方	0.685	44,388 円	3,699 円
第 4 段階	本人が町民税非課税の方で	世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額＋課税 年金収入額が 8 0 万円以下の方	0.90	58,320 円	4,860 円
第 5 段階（基準額）		世帯の中に町民税課税者が含まれている方（第 4 段階に該当しない方）	1.00	64,800 円	5,400 円
第 6 段階	本人が町民税課税者で	前年の合計所得金額が 1 2 0 万円未満の方	1.20	77,760 円	6,480 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 1 2 0 万円以上 2 1 0 万円未満の方	1.30	84,240 円	7,020 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 2 1 0 万円以上 3 2 0 万円未満の方	1.50	97,200 円	8,100 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 3 2 0 万円以上 4 2 0 万円未満の方	1.70	110,160 円	9,180 円
第 1 0 段階（新設）		前年の合計所得金額が 4 2 0 万円以上 5 2 0 万円未満の方	1.90	123,120 円	10,260 円
第 1 1 段階（新設）		前年の合計所得金額が 5 2 0 万円以上 6 2 0 万円未満の方	2.10	136,080 円	11,340 円
第 1 2 段階（新設）		前年の合計所得金額が 6 2 0 万円以上 7 2 0 万円未満の方	2.30	149,040 円	12,420 円
第 1 3 段階（新設）		前年の合計所得金額が 7 2 0 万円以上の方	2.40	155,520 円	12,960 円

※保険料の年額は、（基準額の月額5,400円×各段階の割合）×12月で算定しています。（例：第6段階の場合（5,400円×1.20）×12月）

※合計所得金額：事業や給与、年金などの収入からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた所得額の合計をいいます。土地の売却収入など、譲渡所得に係る特別控除額は合計所得金額から控除されます。

※第1段階から第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を差し引いた額になります。

※課税年金収入額：市町村民税の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金等の非課税年金以外の年金収入）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額（受給額）をいいます。

※世帯員の状況は、保険料の算定基準日となる年度初日（4月1日）のものになります。4月2日以降に他市町村から転入した場合や、65歳に到達したことにより第1号被保険者の資格を取得した場合には、資格取得日現在の世帯員の状況となります。

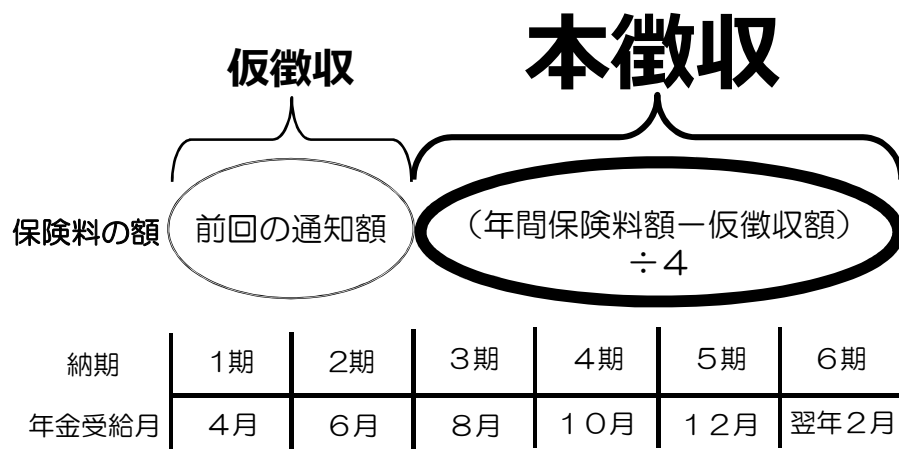
【令和6年度 介護保険料（本徴収）について】

普通徴収（納付書、口座振替）の方

各種年金の受給額が年額 **18万円未満**の方、
年度の途中で65歳になった方や利府町に転入した方、
所得段階が変更になり、保険料額が変わった方など

●保険料の賦課の方法

本徴収では前年中の所得などをもとに年間の保険料を
確定し、仮徴収分を差し引いた金額を8月・10月・
12月・翌年2月の4回に振り分けて賦課します。

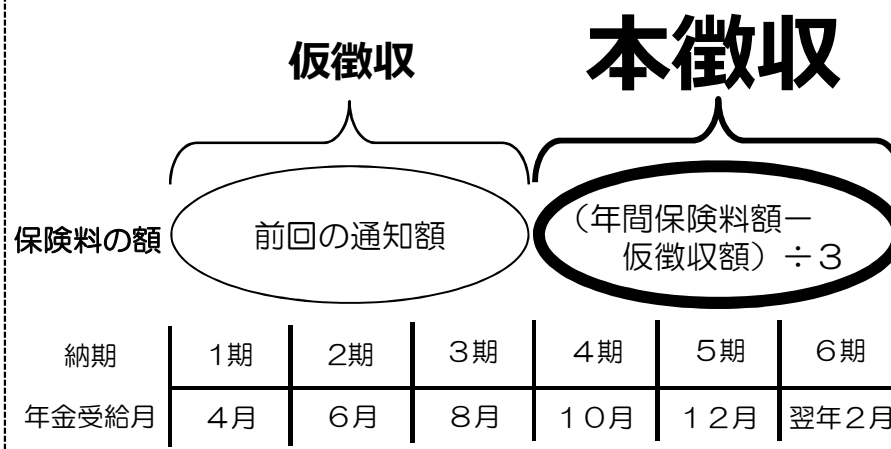


特別徴収（年金から天引き）の方

各種年金の受給額が年額 **18万円以上**の方
※各種年金の受給額が年額 **18万円以上**であっても普通
徴収になる場合があります。

●保険料の賦課の方法

本徴収では前年中の所得などをもとに年間の保険料を
確定し、仮徴収分を差し引いた金額を10月・12月・
翌年2月の3回に振り分けて賦課します。



介護保険料の通知書は、前回の仮徴収（4月送付）と今回の本徴収の2回に分けての送付となります。

※4月以降に65歳になった方や3月末以降に転入した方は、今回の本徴収1回のみ送付となります。

介護保険料が普通徴収の方へ

今後、年金からの天引き（特別徴収）となる場合は事前に通知いたしますので、それまでの間は、お手数ですが納付書または口座振替での納付になります。口座振替の申し込みは、金融機関へ申込書をご提出ください。（申込書は金融機関、役場税務課に設置しています。）

また、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、スマートフォンでの決済も可能です。

【使用できるアプリ】

FamiPay、LINE Pay、PayPay、PayB、au PAY、楽天銀行コンビニ支払サービス、d払い

【お問い合わせ先（電話番号）】

保険料に関すること………税務課 町民税係
022-767-2117

納付に関すること………税務課 収納整理係
022-767-2172

資格・給付に関すること…地域福祉課 介護福祉係
022-767-2198